

第4編 災害復旧計画

第1章 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力災害被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第2章 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、県及び国と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

なお、市は、避難区域等の設定を見直した場合には、その旨を県に報告する。

第3章 汚染の除去等

市は、国の指導・助言のもと、県の協力を得て、原子力事業者及び関係機関と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第4章 環境モニタリングの実施と結果の公表

原子力緊急事態解除宣言後、県は、関係機関及び原子力事業者と協力して、環境モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとされている。その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行する。

市は、県が公表する環境モニタリング結果について、住民・関係機関等に対し広報を行い、周知徹底を図る。

第5章 各種指示、制限措置の解除

市は、県の指示のもと、各種指示、制限措置を解除する。

第1節 各種指示の解除

緊急時環境モニタリングの結果等から、県において、原子力災害に伴って講じられた退避等の指示の解除が決定された場合には、市は、住民等に対し広報を行い、対策の周知徹底を図る。

第2節 各種制限措置の解除

緊急時環境モニタリングの結果等から、県において、原子力災害に伴って講じられた立入制限、飲食物摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限等の各種制限措置の解除が決定された場合には、市は、住民等に対し広報を行い、対策の周知徹底を図る。

第6章 災害地域住民に係る記録等の作成

第1節 被災地住民登録票の作成

市は、原子力災害により、放射線被ばく等の健康被害を受けた住民等の将来の医療措置及び医療措置に関する損害賠償の請求等に資するため、屋内退避等各種措置をとった住民等に対し、被災地住民登録票により、災害時における所在場所の証明、スクリーニング結果等について記録する。また、住民等の健康被害の状況について台帳を作成する。

第2節 損害調査の実施

市は、飲食物摂取制限、農林水産物等の出荷制限、立入制限等原子力災害時における各種制限措置により物的損害を受けた住民等の物的損害に関する損害賠償の請求等に資するため、住民等が受けた物的損害を調査し、資料を整備する。

第3節 健康調査の実施及び心身の健康相談体制の整備

市は、県と協力して、原子力災害時において防護対策を講じた地区の住民に対し、健康調査を実施し、住民の心身の健康維持を図る。また、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対するメンタルヘルス対策等心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

(1) 情報伝達活動

市は、県や国と連携して避難等の措置の指示、放射線や放射性物質の放出状況、放射線の身体的な健康影響等について、広報、問い合わせ等により、適切に情報を提供する。

(2) 相談活動

市は、情報提供を主な目的とした問い合わせ窓口とは別に、健康不安やメンタルヘルスに関する専門的な相談に対応するため、相談窓口を設置する。

第4節 災害状況の記録

市は、災害時の状況、緊急時環境モニタリング調査結果に基づく被災地の汚染状況図、災害応急対策として措置した諸記録、災害復旧対策として措置した諸記録等原子力災害の全般にわたる記録を作成し、保存する。

被災地住民登録票

第 号 被災地住民登録票	ふりがな			性 別	男 ・ 女	
	氏 名			生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	
	職 業			年 齢		
	本 籍					
	現 住 所	TEL				
	事故発生 時にいた 場 所	市 町		郡 村大字		字 番地
		屋内（木造・鉄筋コンクリート・石造） 屋 外				
	事故発生 直後の 行 動	0～10分	10～20分	20～30分	30～1時間	
		1時間～1時間30分	1時間30分～2時間	2時間～2時間30分	2時間30分～3時間	
	事故発生 時の身体 状 況 等	服装			飲食の有無	有() 無
雨や水に濡れたか		有	無	妊娠の有無	有(週間目) 無	
放射線治療の有無		有	無	安定ヨウ素剤を飲んだかどうか	有 無	
甲状腺の病気の有無		有	無	ヨウ素アレルギーの有無	有 無	
被ばく 程 度			未処置		処置済	
	皮 膚					
	衣 服					
除 染 その他 措置状況	測定器・測定方法及び測定者					
	衣 服	A	B	(携行 支給)		
	身 体	A	B	C	D	
被ばく当時 の急性病状	医療措置	A	B	C	D E	
避難場所						
避難期間						
その他 参考事項	この登録票について 1 この登録票は、将来医療措置や損害賠償の際に参考とするものですから、大切に保管してください。 2 住所や氏名が変わったときは、すぐにその旨を届けて下さい。 3 この登録票をなくしたり、使用できないときは、再交付を届けて下さい。 4 この登録票は、他人に譲ったり貸したりしてはいけません。					
発行年月日	平成 年 月 日					
発 行 者	八幡浜市長 印					

(記載上の注意)

衣服の欄 A更衣せず B更衣
 身体 の欄 A無処置 B水による洗浄 C洗剤により洗う D特殊洗剤により洗う
 医療措置欄 A要せず B薬品投与 C一般検査 D精密検査 E治療

第7章 風評被害等の影響の軽減

市は、県、国と連携し、原子力災害による風評被害等の防止や影響を軽減するために、検査体制を整備し、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光地の安全性アピールのための広報活動を行う。

また、市は、県、国、原子力事業者等と協力し、被ばく患者の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに放射性物質による汚染の有無を確認し、その結果を公表する。

第8章 被災者等の生活再建の支援

第1節 被災者等の生活再建

- (1) 市は、県及び国と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。
- (2) 市は、県及び国と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。市外に避難した被災者に対しても、市及び避難先の市町が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- (3) 市は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第2節 被災中小企業等に対する支援

市は、県及び国と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、県と連携して相談窓口を設置する。

第9章 物価の監視

市は、県、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

第 10 章 原子力事業者の災害復旧対策

原子力事業者は、災害復旧対策についての計画を作成して、国、県及び重点市町に提出するとともに、計画に基づき速やかに災害復旧活動を実施するものとされている。また、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとされている。

第 11 章 市災害対策本部の解散

市災害対策本部長は原子力災害に係る応急対策がおおむね完了したと認めるとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、国及び県の指導、助言もしくは指示、あるいは原子力災害合同対策協議会の協議結果に基づき、災害対策本部を解散するとともに、関係機関にその旨を通知する。

